株式会社 アビーナリーマネジメント
税理士法人 アビーナリーマネジメント

Abeanary 通信

2020
12月号

～トピックス～

1．交際費の損金不算入制度
2．税務カレンダー（2020年12月、2021年1月の税務）
3．おススメ書籍のご紹介

経営者の名言シリーズ

志を立てた以上、迷わず一本の太い仕事をすればいい

豊田佐吉（トヨタグループ始祖）
※経営者100の言葉より引用

交際費の損金不算入制度

◆交際費課税の現状

現在の交際費課税は以下のようになっています。

① 大前提として１人5,000円以下の飲食等については、交際費としなくてもよい。

② 資本金が1億円以下である法人は、交際費の50%を損金に算入するか、800万円までを損金に算入するかのどちらかを認める。

③ 資本金が1億円を超える法人は、交際費の50%を損金に算入することを認める。

④ 資本金が100億円を超える法人は交際費の損金算入は一切認めない。

何をもって交際費とするかは諸説ありますが国税局は以下のように言っています。

「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為」

◆企業は交際費をどれくらい使っているの

国税局の最新（平成30年）の統計情報によれば、1億円以下の法人は、1社平均90万円弱です。それに対し1億円超の法人は1社平均1,000万円強です。全額否認される100億円超の法人は1社平均1億500万円です。全体の数字では圧倒的に数の多い1億円以下の法人が多いですが、1社当たりで見るとかなりの開きがあります。

1億円以下の法人は800万円までの損金算入で十分かと思われますが、1億円超の企業は交際費の損金算入が認められれば、もっと交際費は増えると思われます。

◆コロナで飲食店は大打撃

ご存知のように、コロナ騒ぎで飲食業界は大きく売上げを落とし大打撃を被っております。特に接待を伴う飲食店の打撃は大きなものがあります。

景気が良くなるとはお金が実体経済でたくさん循環することです。

本来交際費の損金不算入制度は、政策的な制度です。景気の動向を見て数年に一度は限度額や制度そのものを変更してきました。Go To Eatも結構ですが、この際交際費の損金不算入制度の見直しをしてもよいのではないかと思われます。

2020年12月の税務

12/10
●11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額 (6月～11月分) の納付
翌年1/4
●10月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
●4月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
●消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
●消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2か月分)＜消費税・地方消費税＞

○給与所得者の保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出（本年最後の給与の支払を受ける日の前日）
○給与所得の年末調整（本年最後の給与の支払をするとき）
○固定資産税 (都市計画税) の第3期分の納付（12月中において市町村の条例で定める日）

2021年1月の税務

1/12
●前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）
2/1
●支払調書の提出
●源泉徴収票の交付
●固定資産税の償却資産に関する申告
●11月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
●5月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
●消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
●消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞
●給与支払報告書の提出

○給与所得者の扶養控除等申告書の提出（本年最初の給与支払日の前日）
○個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）（1月中において市町村の条例で定める日）

おススメ書籍のご紹介

やめたいのにやめられない悪い習慣をやめる技術

ジャンル	サイエンス　健康・フィットネス		
著者	小早川明子　平井愼二（監修）		
出版社	フォレスト出版		
定価	1,400円 (税抜)	出版日	2020年07月23日
評点	総合 3.8	明瞭性 3.5	
	革新性 4.0	応用性 4.0	

人には、やめたいと思っていてもつい行ってしまう悪い習慣というものがある。酒・タバコといった嗜好品、スマホいじりからうっかりミスなどの行動に至るまで、その習慣の幅は広く、自分でもやめたいと思っている人は多いだろう。しかし、「わかっちゃいるけどやめられない」のは、その人の「意思」が原因ではない。こう聞くと、多くの読者は疑問に思うだろうか。自分の行動は自分の「意思」によって決めることができると、私たちの多くは信じているからだ。しかし、本書はそうした常識を根底から覆す。

著者は、ストーカー対策の活動を通して、「やめると決めても、やめられない」苦しみを抱えた人々と向き合ってきた。本書は、そうした人々の治療に成功した「条件反射制御法」を紹介したものである。この手法は、カウンセリングやセラピーとは異なる次元で、無意識の領域にも働きかける。しかも、訓練によって誰でも一人で行うことが可能なほどのシンプルさが特徴だ。本書を読めば、「悪癖」の程度にもよるが、読者自身で「治療」を実践できるようになるだろう。

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら
flier

«こちらの続きは、
flier（フライヤー）でご確認ください»

株式会社 アビーナリーマネジメント　ＴＥＬ：０２２－２２５－５０９０
税理士法人 アビーナリーマネジメント　ＦＡＸ：０２２－２２５－５０９１
〒９８０－０８１１　仙台市青葉区一番町１－９－１　仙台トラストタワー７Ｆ
E-Mail : info@abn-m.or.jp　https://abn-m.or.jp